

令和3年度における交付金・拠出金の額等の認可の概要について (郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度)

- 「郵政事業のユニバーサルサービスの提供者が郵便局ネットワークを支える」観点から、郵政事業のユニバーサルサービス提供の安定的な確保を図るため、平成30年6月、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律」が議員立法により成立。郵便局ネットワーク維持の支援のための交付金・拠出金制度が創設された。
- 平成31年4月から、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」という。)が交付金の交付及び拠出金の徴収を開始。
- 令和3年度における交付金・拠出金の額等について、郵政管理・支援機構からの認可申請を受け、令和3年1月22日に情報通信行政・郵政行政審議会に対して諮問し、同年1月29日に同審議会より答申の上、同日付で認可。

